

（参考） 高等学校教育に関する制度・政策等について

高等学校制度の概要

1. 目的・目標

目的：高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（学校教育法第50条）

目標：① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

（学校教育法第51条）

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

（学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項）

2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（※）とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

（学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条）

3. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

4. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

5. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

- ・普通科：普通教育を主とする学科
- ・専門学科：専門教育を主とする学科
 - ※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科
- ・総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

6. 修業年限

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

(学校教育法第56条)

7. 卒業に必要な単位数・教育課程

- ①全学科共通：74単位以上で各学校が定める（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）
- ②専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

8. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(学校教育法施行規則第89条)

9. 高等学校に置く職

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
 - ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- (学校教育法第60条)

高等学校通信制課程の概要

- **高等学校通信制課程は**、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例（※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

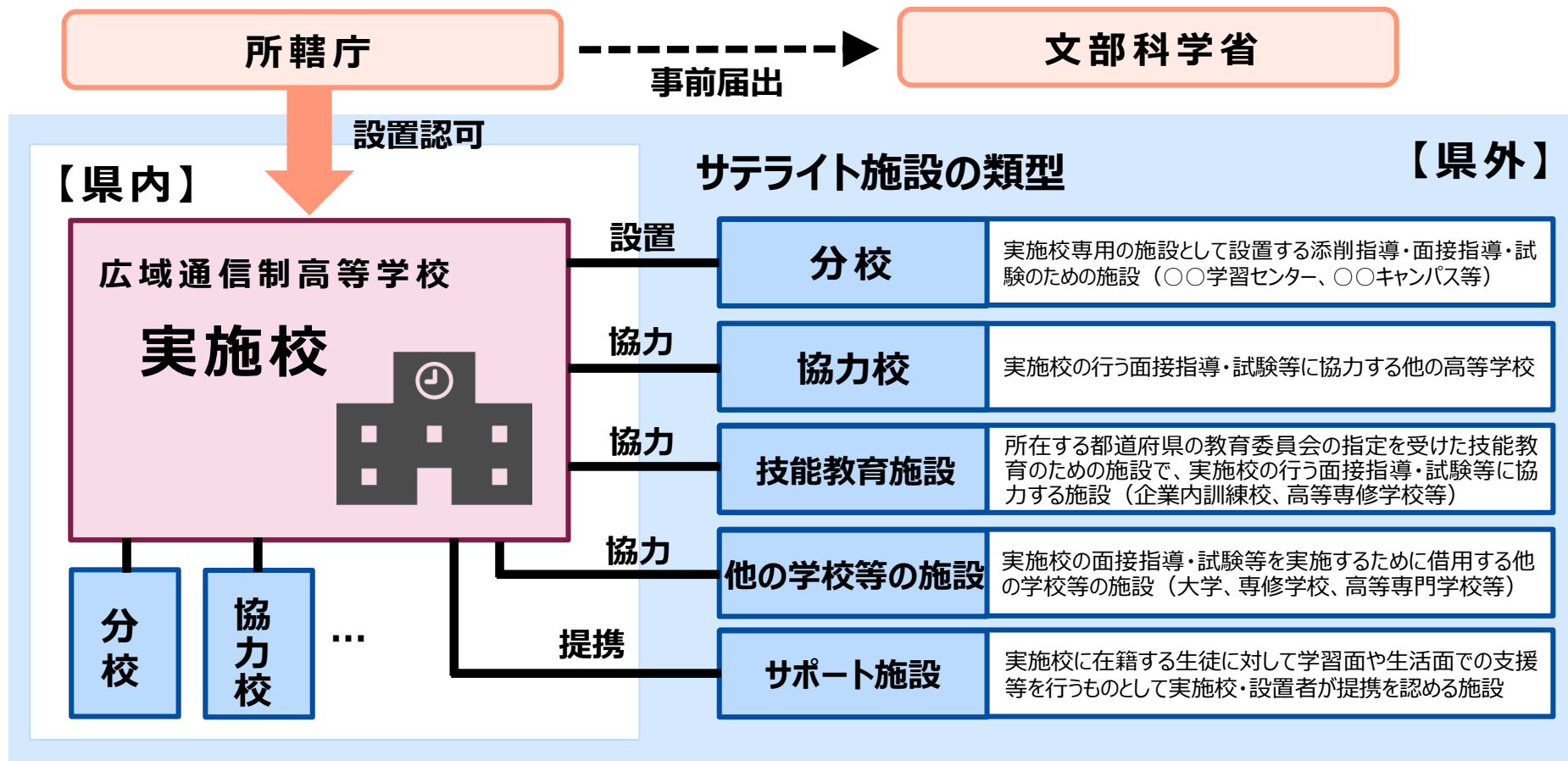
各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

高等学校通信制課程の概要

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を広域通信制高等学校という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- 広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を広範に展開する学校も多く存在している。



公立高等学校の教職員定数

1. 高校標準法の教職員定数

- 高校標準法は、設置者（都道府県又は市町村）ごとに置くべき高等学校の教職員の総数の標準を定めている。
 対象学校種：公立高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部
 対象職種：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、
 寄宿舎指導員、事務職員
- 公立高等学校の適正な配置については、高等学校の教育の普及及び機会均等を図る観点から、都道府県はその区域内の私立の高等学校の配置状況に十分に配慮しなければならない。（高校標準法第四条）

2. 定数算定の方法

基礎定数

- **1学級の生徒数の標準を40人**として、当該学校の**生徒の収容定員**や**学科の種類**等に基づき、学級担任や教科担任等の基礎的な教職員定数を算定。加えて、習熟度別編成のための学校規模に応じた加算※1や、専門学科（農業、水産、工業、商業等）を置く学校に係る加算※2等が行われている。

※1：生徒321人以上で1名、561名以上で2名以上の教員を加算など
 ※2：全日制工業科（生徒201人以上）で4名以上の教員を加算など

■ 全日制高校の算定例（上記加算を含む例） ■

収容定員 (学級数)	普通科					工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
81～120 (3)	9人	1人	－	1人	11人	12人	1人	3人	1人	17人	11人
201～240 (6)	17人	1人	1人	2人	21人	23人	1人	6人	3人	33人	14人
561～600 (15)	37人	1人	1人	4人	43人	45人	1人	8人	5人	59人	27人
921～960 (24)	55人	2人	1人	5人	63人	66人	2人	11人	5人	84人	44人

※特例的に1学級の生徒数の標準を30人とした場合の算定例

収容定員 (学級数)	普通科					工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
61～90 (3)	7人	1人	－	1人	9人	10人	1人	3人	1人	15人	11人

加配定数

学校が個々に抱える問題解決等のために、基礎定数とは別に特例的に定数を加算。

○ 指導方法工夫改善（少人数指導）	1,066人
○ 通級による指導【H30(2018)創設】	207人
○ 生徒支援（学習指導・生徒指導・進路指導等）	1,191人
○ 普通科における職業系類型コースや多様な教科・科目開設	1,083人
○ 研修等定数、養護教諭、離島	2,618人

3. これまでの改善経緯

区 分	第1次 S37～41	第2次 半数県 S42～46 半数県 S44～48	第3次 S49～53	第4次 S55～H3	第5次 H5～12	第6次 H13～17
内 容	学級編制及び教職員 定数の標準の明定	4 5 人学級の実施等	小規模校・通信制課 程の改善等	習熟度別学級編成等	全日制の普通科等 4 0 人学級の実施及び 多様な教科・科目の開 設等	少人数による授業等, 特色ある高校への加配, 教頭・養護教諭の複数 配置の拡充等
改 善 増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	△15,245人	15,738人	32,114人	△37,500人	△23,200人
差 引 計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	△13,800人	△16,192人
学級編制の標準	5 0 人	4 5 人			4 0 人	

4. 公立高等学校の教職員の給与負担

- 公立高等学校の教職員給与費は設置者（都道府県又は市町村）負担。
- 国の特定財源による補助・負担金はなく、全額地方の一般財源により支出されている。具体的には、高校標準法の教職員定数（基礎定数＋加配定数）を基準財政需要額に算入し、地方交付税交付金により財源措置。

地方交付税交付金は、教育費を含めた各地方団体毎の標準的な行政経費が地方団体の標準的な税収入の一定割合に満たない場合に、その差額を措置するものであり、国は交付に当たって条件をつけたり、用途を制限できない。

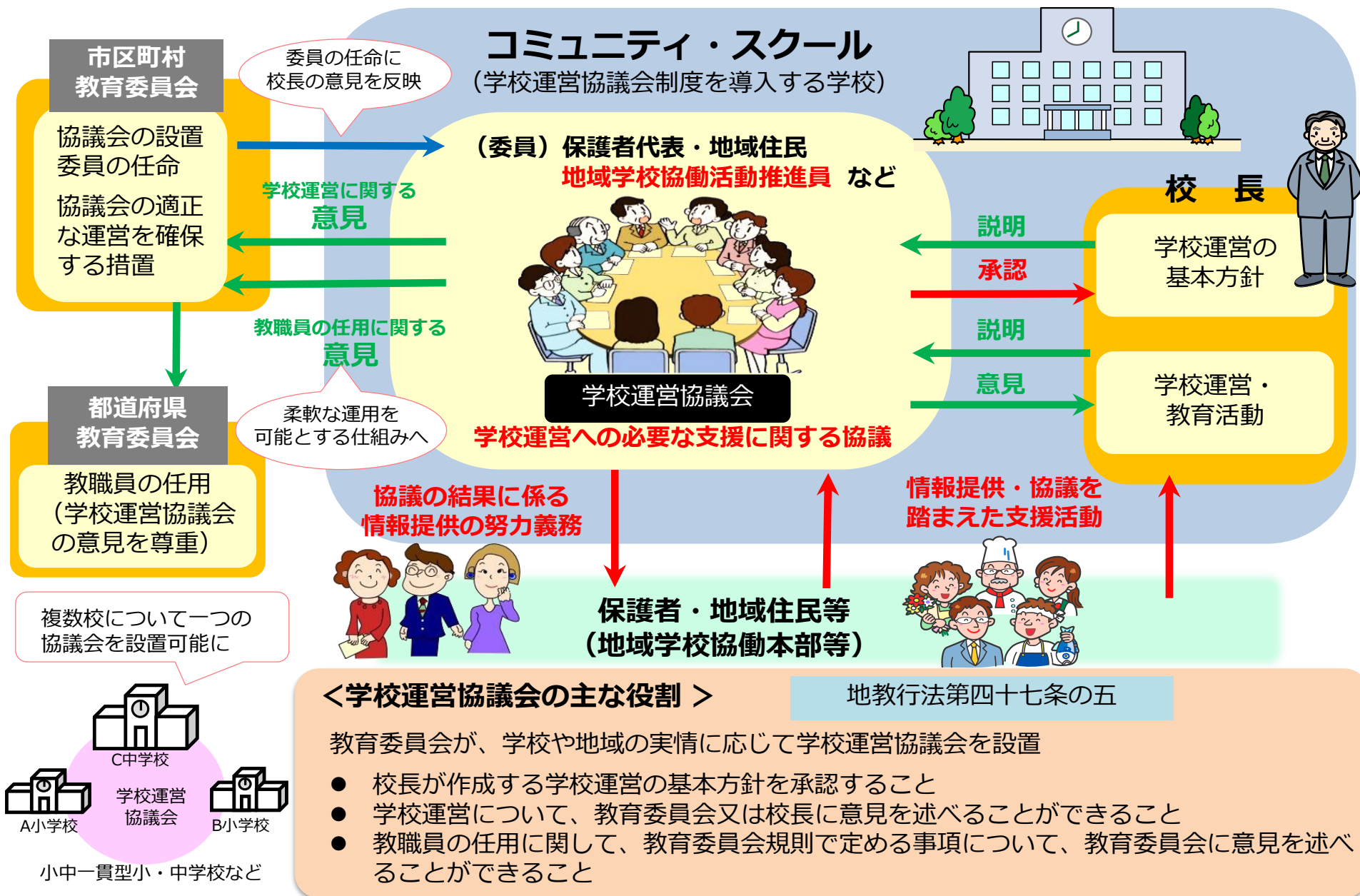
教員免許制度の概要

教員免許状の種類（教育職員免許法第4条、第5条）

- 教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与される。授与を受けるためには、①所要資格（学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施）の合格）を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体面）を経ることが必要。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 専修免許状 一種免許状 二種免許状	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状。所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与される。専修、一種、二種（高等学校は専修、一種）の区分がある。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができる。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与される。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められる。幼稚園教諭の免許状はない。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されるが、特別活動など教科外活動を担任することも可能。
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与される。 （当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができる。（教育職員免許法附則第6項））

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入校数

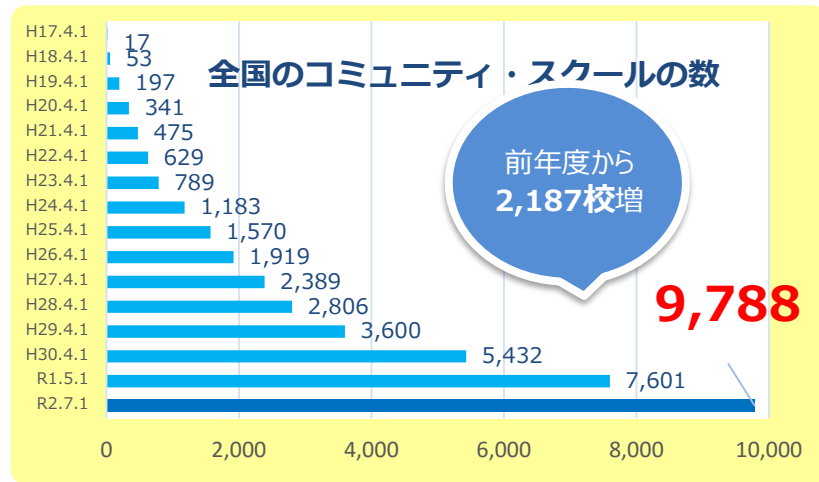
学校運営協議会を設置している学校数

R2年7月1日現在

46都道府県内 **9,788校**（令和2年7月1日現在）

（幼稚園237、小学校5,884、中学校2,721、義務教育学校76、高等学校668、中等教育学校3、特別支援学校199）

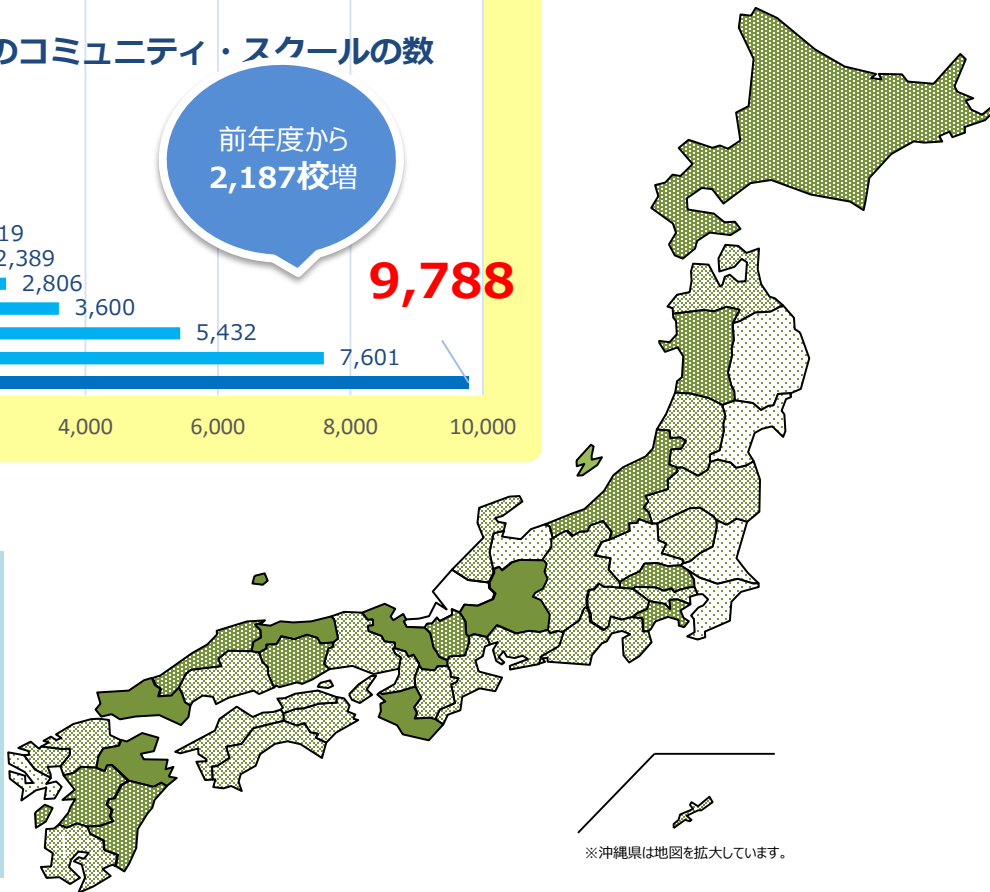
全国の学校のうち、**27.2%**がコミュニティ・スクールを導入



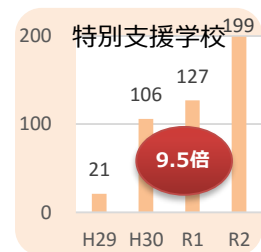
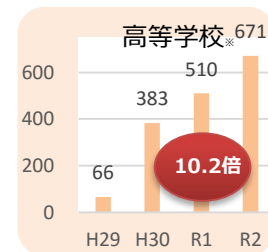
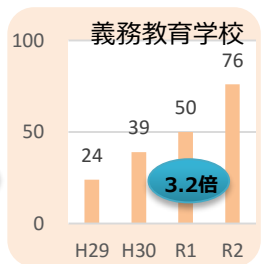
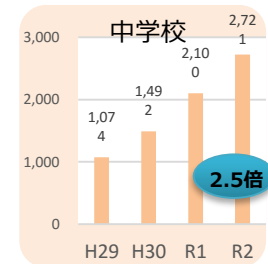
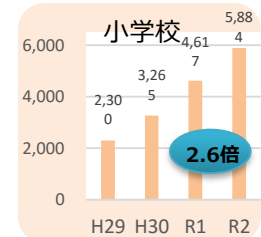
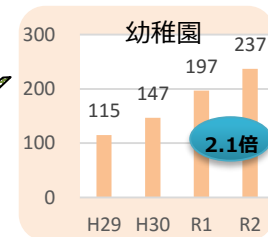
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※

- 50%以上 ... ●
- 30%以上 ... ●
- 10%以上 ... ●
- 10%未満 ... ○
- 設置なし ... ○



校種別設置状況



※中等教育学校を含む

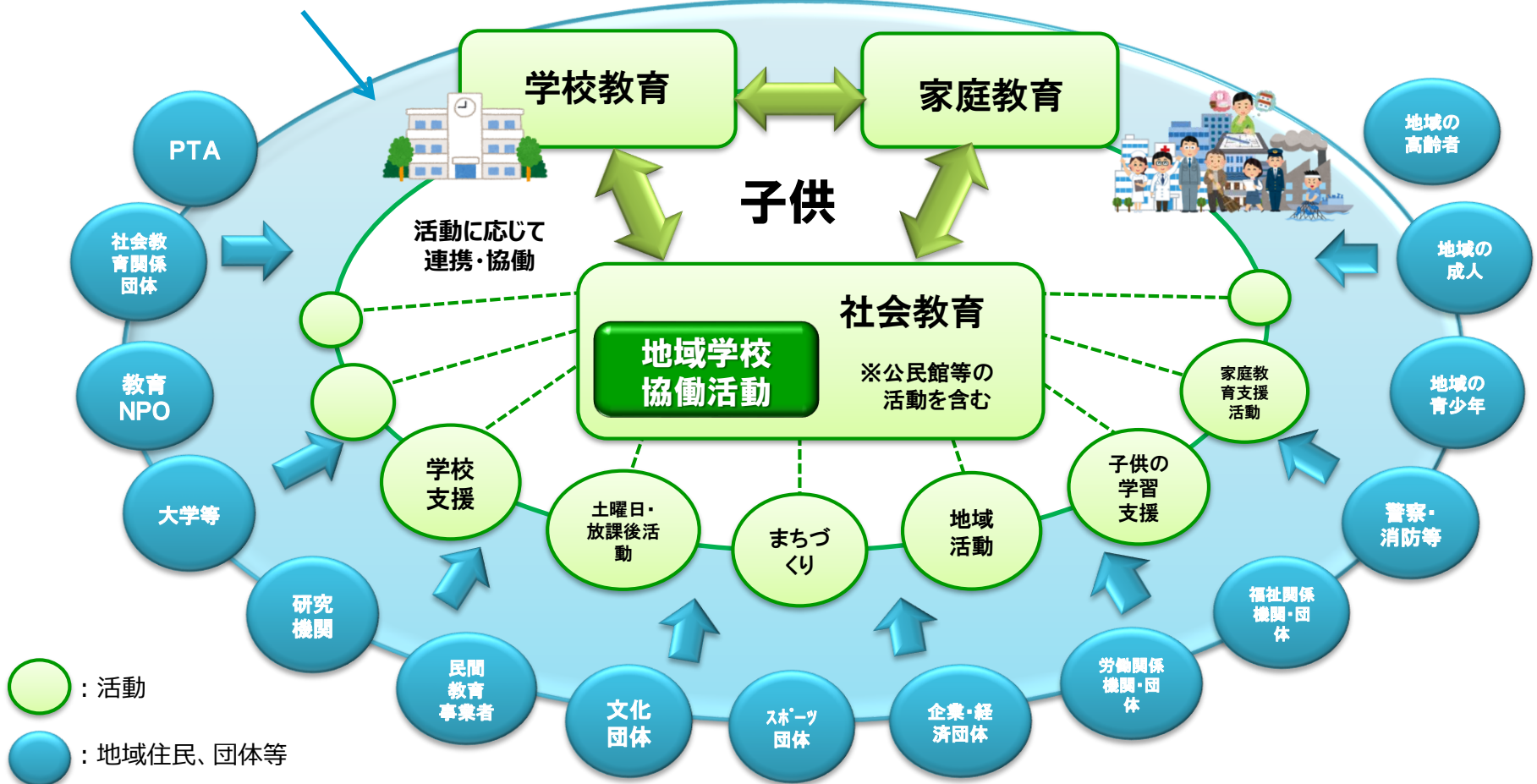
※母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

地域学校協働活動

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「**緩やかなネットワーク**」を形成



地域学校協働本部

- 社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い**体制**。

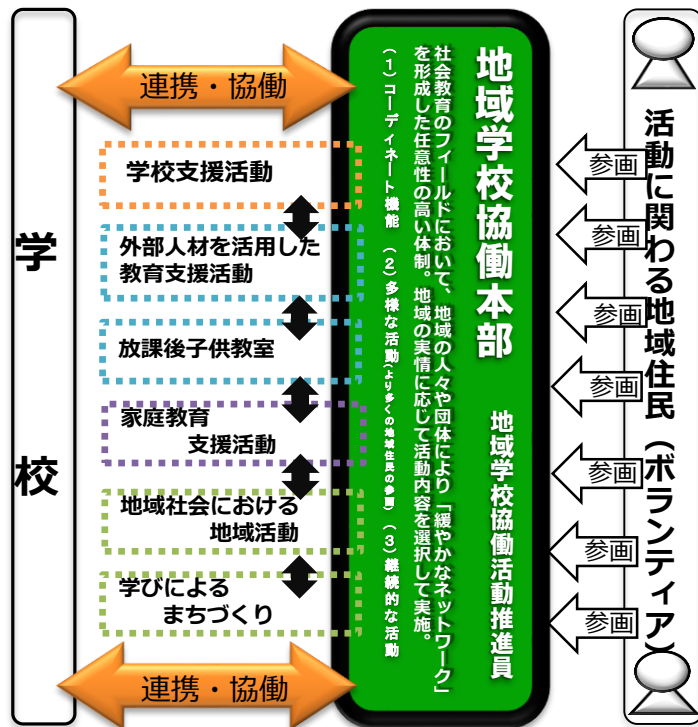
【地域学校協働本部の3つの要素】

- ①コーディネート機能
- ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

体制（ネットワーク）なので、3要素が揃っていれば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではない

- 地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、取組を以下の方向へ発展させていく
 - 「支援」 → 「連携・協働」へ
 - 「個別の活動」 → 「総合化・ネットワーク化」

イメージ



なぜ地域学校協働本部を整備するのか？ ～3つの要素から～

①コーディネート機能

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター含む）を中心に、地域学校協働活動全体としての目標・ねらいが共有できる。
- 様々な分野に強みを持つ人々が集うことにより、コーディネーター個人を超えた、より広い地域人材の確保・ネットワークの構築が可能に。

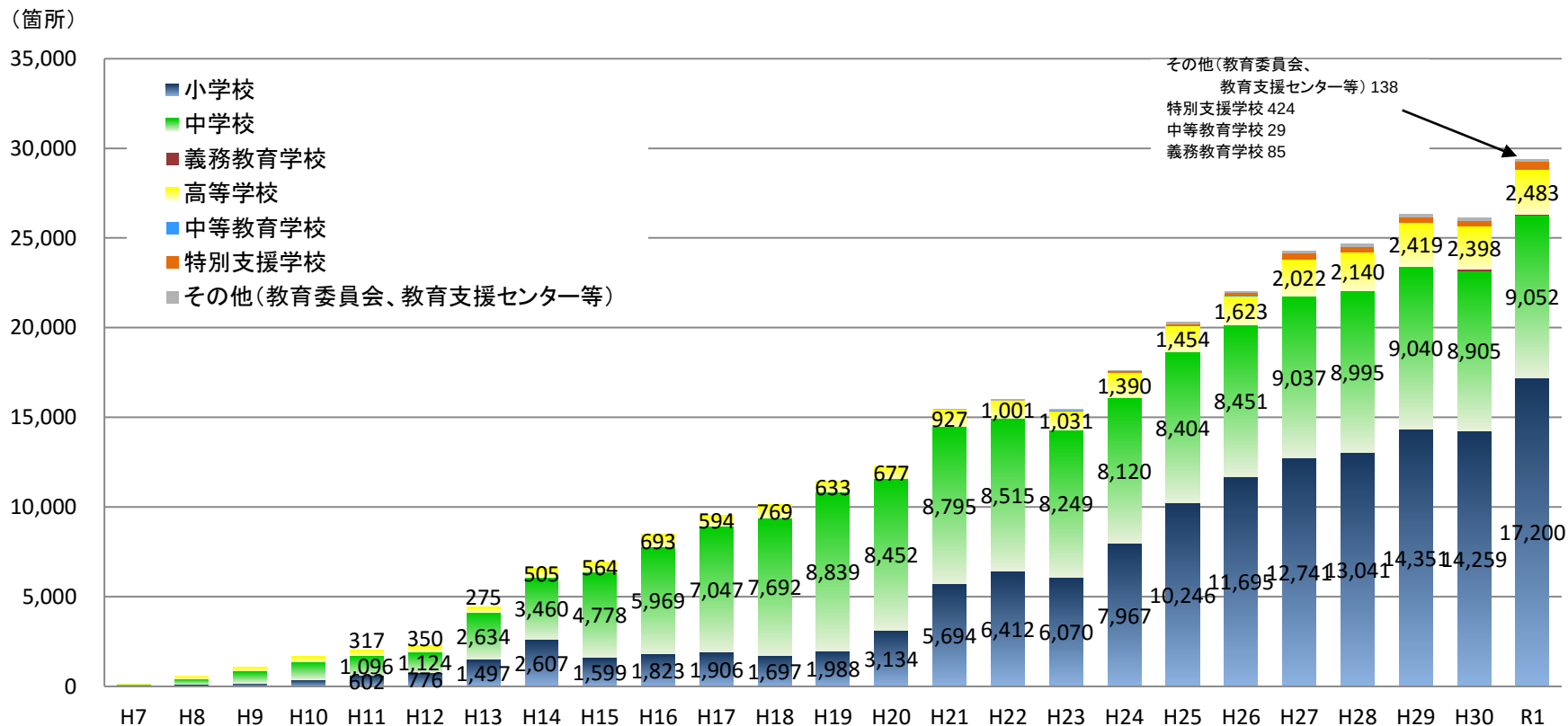
②多様な活動

- 多様な人材・活動がつながることにより、興味関心や思いを同じくする仲間ができ、そこから新たな活動が生まれる。
- 実施する活動が多種多様なものになることにより、参加できる活動やメニューが広がるため、活動に参加できる子供や地域の方が増える。

③継続的な活動

- 関係する様々な人材が有するネットワークを活用できるため、コーディネーター個人の人脈に依存せず、継続的に活動することが可能に。
- 様々な活動・人材の情報を共有できるため、活動間での偏り（参加される地域の方の人数、開催場所、時間等）を調整し、安定的に活動が可能に。

スクールカウンセラーの配置状況



※H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）

必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。

※H23～H26は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用による配置を含んでいない。

※H27は緊急スクールカウンセラー等派遣事業分（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）を含む。

※H28～R1は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
合計	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547	10,158	11,460
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合計	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	24,254	24,661	26,337	26,160	29,411

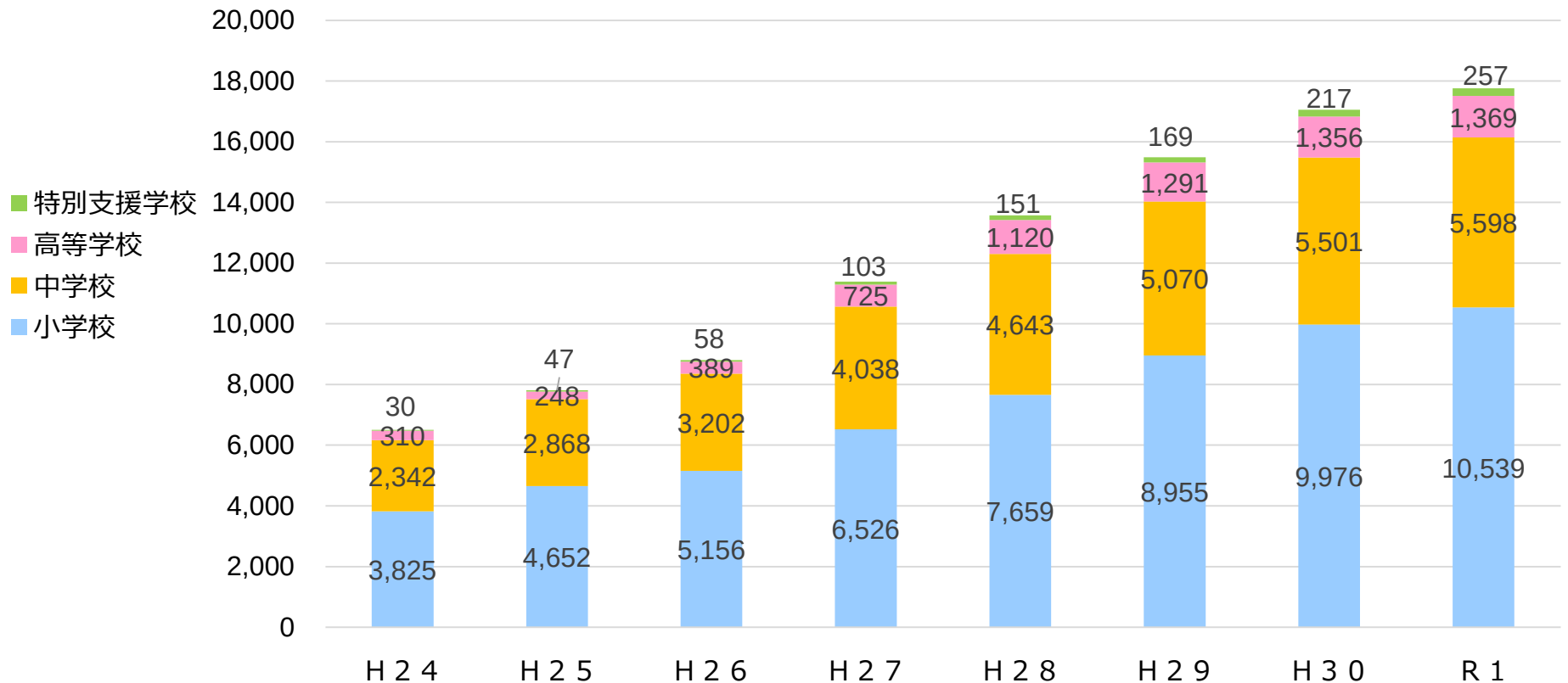
スクールソーシャルワーカーの対応実績

区分\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
SSW実人数	784人	1,008人	1,186人	1,399人	1,780人	2,041人	2,377人	2,659人
対応学校数合計	6,507	7,815	8,805	11,392	13,573	15,485	17,050	17,763

※ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。

※ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

(対応学校数)



(出典) 文部科学省調べ

高等学校教育部会審議まとめ（平成26年6月）概要

中央教育審議会 初等中等教育分科会 高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）概要

1. 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組

<現状>

◆ 生徒を取り巻く状況の変化

○ 生徒の多様化

- ・ 高等学校等への進学率：98.4% → 能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化

○ 基礎学力の不足と学習意欲の低さ

- ・ 平日、学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者：高校3年生の約4割
- ・ 義務教育段階の学習内容を十分に身に付けていない生徒の存在
- ・ 補習授業を実施している大学数：347校（全体の47%）

○ 大学入試の選抜機能の低下

- ・ 入学定員を充足できない私立大学の割合：40%
- ・ 学力検査を伴う大学の一般入試による入学者の割合：56%

◆ 学校・学科や教育課程の変化

○ 普通科の増加と専門学科の減少

（昭和30年代：普通科6割、専門学科4割 → 現在：普通科7割、専門学科2割）

○ 少子化の進展に伴う高校再編への対応

高校教育の質の確保と多様な生徒の学習形態や進路希望への対応の要請

<これまでの取組>

◆ 高校教育の質の確保

- ・ 公的な制度・仕組み（設置基準、設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定）
- ・ 自主的な取組（地方公共団体等による学力調査、校長会による標準テストや検定試験等の活用）

◆ 多様な生徒の学習形態や進路希望への対応

- ・ 高校教育改革の推進（単位制高等学校の導入・拡大、総合学科の創設、中高一貫教育の制度化 等）
- ・ 不登校生徒や中退者、特別な支援を必要とする生徒への対応（教育相談の充実 等）
- ・ スーパーサイエンスハイスクールなどを通じた先進的な教育を受ける機会の提供

2. 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的な考え方

～高校教育としての共通性を確保するとともに、多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応が必要～

◆ 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成 <共通性の確保>

○ 全ての生徒が身に付ける資質・能力「コア」の把握・評価の必要性

<「コア」を構成する資質・能力の重要な柱>

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

◆ 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応 <多様化への対応>

○ 各学科・課程等における対応

- ・ 普通科（進路意識の向上や、キャリア・職業教育など学校から社会への円滑な移行推進）
- ・ 専門学科（社会のニーズに応じた実践的な職業教育推進、高等教育との接続・連携）
- ・ 総合学科（中学校教職員・保護者の認知度向上）
- ・ 定時制・通信制課程（学び直しや教育相談、進路指導等の充実、学校外機関との連携促進）
- ・ 特別支援教育（各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践・検討の推進）
- ・ 学び直しの推進（義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会の提供）

○ 経済社会の変化等への対応

- ・ キャリア教育・職業教育の一層の推進（職業観・勤労観を確立するための取組推進）
- ・ 優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供（ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場の提供）
- ・ グローバル人材の育成（豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身に付けた人材の育成）
- ・ ICT教育の推進（質の高い学びを実現するための効果的な授業の在り方の検討）

3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

◆ 学習成果や教育活動の把握・検証

○ 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入

○ 幅広い資質・能力の多面的な評価

- ・ 技能試験等の活用推進
- ・ 育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
- ・ 様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

◆ 学校から社会・職業への円滑な移行推進

○ 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進

- ・ 学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・ 教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進

○ 実践的な職業教育の充実

- ・ 先進的な卓越した取組の推進・検証
- ・ 大学、専門学校等外部機関との連携促進
- ・ 専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討

○ 総合学科における特色ある取組の推進

- ・ 特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

◆ 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

○ 定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実

- ・ 学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・ 拠点校の整備推進

○ 高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・ 研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編制の検討

○ 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進

- ・ 高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
- ・ 厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討

○ ICT等の活用による学びの機会充実

- ・ 全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

◆ 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

○ 指導力のある教員の養成

○ 学校の組織運営体制の改善・充実

◆ 広域通信制課程の在り方の検討

- ・ ガイドラインの作成・周知
- ・ 第三者評価機関による評価の仕組み創設

教育再生実行会議第11次提言概要

※「2. 新時代に対応した高等学校改革」関係

背景

- ・ 高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学。一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化。高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・ 少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、AIやIoTなどの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、高等学校を取り巻く状況は激変。
- ・ これからの高等学校においては、生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身につけさせるとともに、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる力を育成。

（1）学科の在り方

- 全ての高等学校において、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を策定
- 国は、普通科の各高等学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを提示

<類型の例>

- ・ キャリアをデザインする力の育成重視
- ・ グローバルに活躍するリーダーの素養の育成重視
- ・ サイエンスやテクノロジーの分野等におけるイノベーターとしての素養の育成重視
- ・ 地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

- 類型の種類や履修・指導体制の在り方について、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築

【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人（73%）
専門学科	71万人（22%）
総合学科	18万人（5%）

（6）中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点から、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、大学入学者選抜の在り方の見直し
- 入学者選抜改革やカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実
- 高等学校卒業者の職業選択である「一人一社制」について、よりよいルールとなるよう検討

（2）高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための学習指導要領の一部改訂の実施、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- 技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書の弾力的見直しを検討

（4）教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教師の資質の向上に関する指標について学校種ごとに記述
- 特別免許状の弾力的な活用等による、ポスドク、企業人材、アスリート、芸術家などの外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検

（7）特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラーなどの専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討、SNSを活用した教育相談体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実、高等学校入学者選抜における合理的配慮
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入体制の充実

（3）定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程における生徒のキャリア形成に必要な社会的スキル等の育成方策について検討
- 通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

（5）地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討

（8）少子化への対応

- 離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により学習の多様性や質の高度化を図る
- 都道府県における検討に資するよう、都道府県における高等学校の再編や小規模校の活性化の状況や事例を情報提供

主な提言事項

Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）

令和2年度予算額 151百万円（前年度予算額 113百万円）

【関連する予算事業】

文部科学省

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)の成果等を活用

- ◆ 将来、**イノベティブなグローバル人材を育成**するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディング・プロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生に、より高度な学びを提供する仕組み「**アドバンスト・ラーニング・ネットワーク**」を構築。
- ◆ 「**カリキュラム開発拠点校**」においてグローバルな社会課題の解決等に向けた探究的な学びの研究開発や実践、関連する高校生国際会議を開催。
- ◆ 大学教育の先取り履修など、**学年や学校を超えたより高度かつ多様な学び**を生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラム／コースの環境を整備。



【高校生ESDシンポジウム】

■委託事業の概要（令和2年4月現在）

- 委託先管理機関：都道府県・市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 委託期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 委託件数：16管理機関（R2新規6機関・R元継続10機関）
- 委託経費：年間900万円程度／件（カリキュラム開発拠点校を含むアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成し、WWLコンソーシアムを構築）

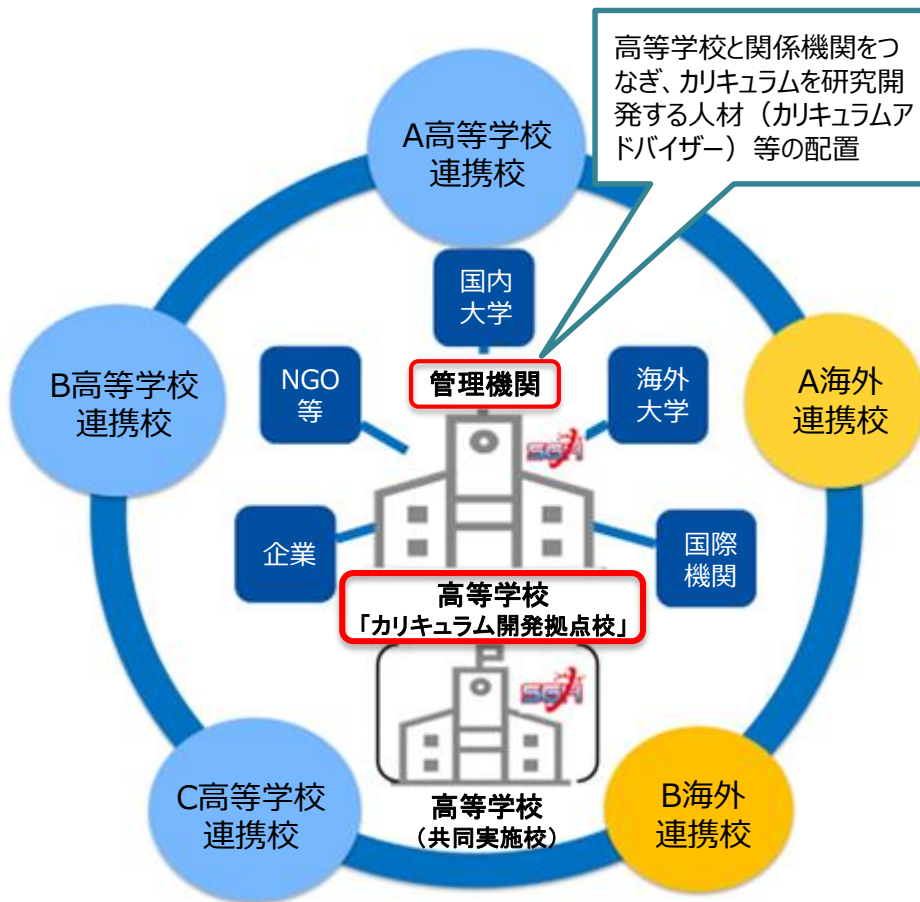
■カリキュラム開発拠点校（文部科学大臣指定校）の概要（令和2年4月現在）

- 対象学校：大臣指定を受け先進的なカリキュラム開発を行う高等学校等
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 指定校数：22校（R2新規指定：12校・R元継続指定：10校）

■調査研究委託：1件（事業の評価・検証・成果普及等について調査研究）

- 委託先：民間団体

「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」のイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後、「カリキュラム開発拠点校」を中心としたアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点を全国50か所程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムの構築へとつなげる

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度予算額
(前年度予算額)

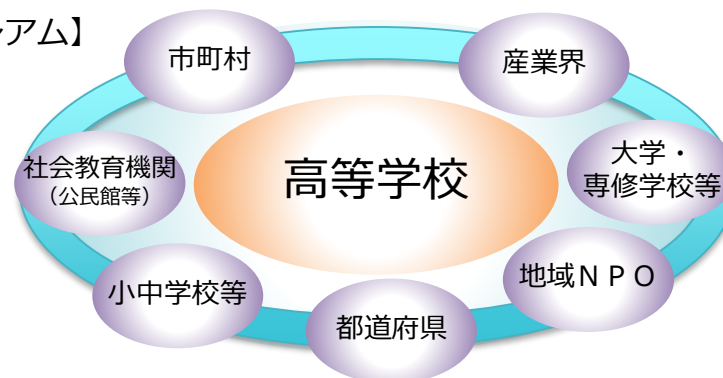
252百万円
251百万円)



新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

【コンソーシアム】



- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

(R2新規指定 14校)
(R1指定校 51校)

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔 ※専門学科を中心に実施
(指定校数 15校) 〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔 ※普通科を中心に実施
(指定校数 26校) 〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔 ※全学科を対象に実施
(指定校数 24校) 〕

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、成果普及のための全国サミット等を実施

WWLコンソーシアム構築支援事業及び地域との協働による高等学校教育改革推進事業において研究開発中の学校設定教科・科目（令和２年度指定校）

1. WWLコンソーシアム構築支援事業

学校	必修科目としての 開設単位数	選択科目としての 開設単位数
A校	2単位	0単位
B校	6単位	0単位
C校	25単位	45単位
D校	1単位	4単位
E校	7単位	2単位
F校	1単位	0単位
G校	8単位	0単位
H校	6単位	6単位
I校	12単位	0単位
J校	1単位	5単位
K校	5単位	0単位
L校	6単位	0単位

※令和２年度WWLコンソーシアム構築支援事業構想計画書及び令和２年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業構想調書より文部科学省において作成。

※カリキュラム開発拠点校、事業指定校及び事業特例校の状況（指定校内において複数のコースが存在し、コースによって対象教科・科目が異なる場合は、開設教科・科目が多いコースにより単位数を算定）

2. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業（地域魅力化型）

学校	必修科目としての 開設単位数	選択科目としての 開設単位数
A校	1単位	6単位
B校	3単位	0単位
C校	2単位	3単位
D校	2単位	0単位
E校	2単位	0単位
F校	3単位	0単位
G校	0単位	4単位
H校	4単位	2単位
I校	2単位	8単位
J校	0単位	8単位
K校	2単位	0単位

3. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）

学校	必修科目としての 開設単位数	選択科目としての 開設単位数
L校	2単位	0単位
M校	10単位	0単位
N校	3単位	0単位
O校	11単位	0単位
P校	8単位	0単位
Q校	2単位	0単位
R校	6単位	2単位
S校	8単位	0単位



スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業

背景・課題

○ 将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術関係人材の育成を中等教育段階から体系的に実施することが不可欠。

「第5期科学技術基本計画」(抄)(平成28年1月22日 閣議決定)

- ・ 国は、学校における「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)」の視点からの学習・指導方法の改善を促進するとともに、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援する。

「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第9次提言)」(抄)(平成28年5月20日 教育再生実行会議決定)

- ・ 国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパーサイエンスハイスクール...の取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。

事業概要

【事業の目的・目標】

- 先進的な理数系教育を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」に指定し支援。
- 中等教育段階から体系的に先進的な理数系教育の実践を通じて、生徒の科学的能力を培い、将来のイノベーションの創出を担う科学技術関係人材の育成を図る。
- ・ 高等学校等の理数系教育課程の改善に資する実証的資料を得る。
- ✓ 指定期間：原則5年、支援額：年間 6～12百万円
指定校数：217校(うち新規28校)
- 学習指導要領の枠を超え、理数系分野を重視した教育課程を編成
- 主体的・協働的な学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)を重視
- 研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
- 上記取組を高大連携や企業連携により高度に実施 等

<重点枠>

- ✓ 最長5年、支援額：年間 5～30百万円、重点枠数：11校+1コンソーシアム(R2現在)
- SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠に指定
 - ・ 育成する人材像から導かれる資質能力を段階的に育成・評価する手法を大学と共同して開発・実証することにより、将来、我が国の科学技術を牽引する人材の育成を図る。【**高大接続**】
 - ・ 理数系教育課程や指導法、ネットワーク等を都道府県レベルで広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質の向上を図る。【**広域連携**】
 - ・ 海外の研究機関等と定常的な連携関係を構築し、国際性の涵養を図るとともに、将来、海外の研究者と共同研究ができる人材の育成を図る。【**海外連携**】
 - ・ 地球規模の社会問題について、NPO法人や企業等との連携の下、科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材の育成を図る。【**地球規模の社会共創**】

【これまでの成果】

高度な課題研究

(令和元年度SSH生徒研究発表会表彰テーマ)

- 文部科学大臣表彰：東京都立小石川中等教育学校
「変形菌イタモジホコリの変形体における自己認識行動」
- 科学技術振興機構理事長賞
・ 国立大学法人奈良女子大学附属中等教育学校
「超音波で物体を動かす～非接触型圧力提示システムの開発～」
・ 兵庫県立宝塚北高等学校
「スクロースのカaramel化の初期反応を明らかにする～糖の構造の差異を用いた解析～」

⇒ 「課題研究」(科学に関する課題を設定し、観察・実験等を通じた研究)において、大学・企業等の支援を受けながら、**主体的・協働的に学習・研究を実施**

海外連携

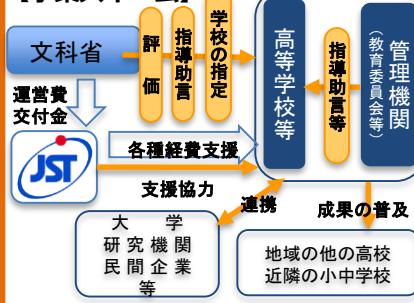


(学校法人立命館立命館高等学校)

- 海外22カ国・地域から高校生が集まる「Japan Super Science Fair」を開催
- 研究発表に加え、国や学校を超えたグループで連携し、世界の問題に科学の力で挑む姿勢を涵養

⇒ **国際的に活躍**する意欲能力の育成

【事業スキーム】



広域共同研究



(福島県立福島高等学校)

- 第30回CASTIC日本代表として参加
- 福島県内外及び海外の線量調査を実施し、結果を国内はじめ、フランス、イタリアの発表会で紹介
- 論文は英国物理学会発行の論文誌に掲載

⇒ **国や地域を越えた社会への貢献**

目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

事業概要

- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。
- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人）
 - ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）、指定期間5年間
 - ◆ 指定校数：継続11校（平成28年度指定11校：国1校・公8校・私2校）事業終了指定校112校
 - ◆ 評価検証：事後評価56校（平成27年度指定）実施、事業検証実施
 - ◆ 成果普及：全国高校生フォーラムの開催 等

取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 国内外の大学、海外の高校、企業や国際機関等と連携した国内外研修やフィールドワーク
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート



実施体制



- ・国内外の大学
- ・企業
- ・国際機関
(OECD,
UNESCO等)
- ・非営利団体等

◆ 人材やプログラムの提供

- ✓ 探究学習の指導方法
- ✓ アクティブラーニング
- ✓ 国際理解教育
- ✓ 海外研修ノウハウ
- ✓ 海外姉妹校締結ノウハウ 等

◆ 他的高等学校や
小・中高校へ成果を普及

文部科学省

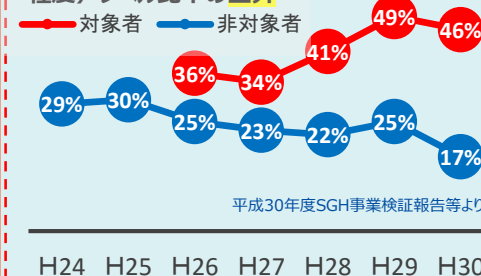
委託
管理機関（教育委員会等）
・学校の指定（5年間）
・指導・助言・評価・支援

平成30年度事業検証 実績と成果の例



成果①

①卒業時のCEFR B1～B2（英検2級～準1級程度）レベル比率の**上昇**



成果②

調査対象：平成26年度SGH指定校56校の研究開発後の卒業生協力者835名

②卒業生（SGH対象生徒）は、海外研修から学び、英語活用、視野拡大、大学生活で役立つ等という回答が多い。

- SGH対象生徒は非対象生徒に比べて、
- ✓ 大学進学基準として「提供するカリキュラムが魅力的である」ことを重視。
 - ✓ 「プレゼンテーション」「レポートのまとめ方」「調査データ収集・分析」等一般的な知識やスキル修得への評価が高い。
 - ✓ 「自分と異なる立場の価値観の尊重」「相手との協力関係の構築」コンピテンシー獲得の得点が高い。
 - ✓ 「外国の様々な異文化に触れることは楽しい」「様々な外国へ行ってみよう」というグローバルマインドセットの得点が高い。
 - ✓ 「海外研修が学びにつながった」「英語を使う機会が多くなった」「視野が広がった」「SGHの学びが大学で役立っている」等の肯定的な意見が多い。
- 平成30年度SGH事業検証 卒業生アンケート調査結果より

成果③

③卒業生の保護者、国内連携機関、海外連携校等のSGHへの満足度等が高い。

- ✓ 卒業生の保護者（613名）のうち、SGHの満足度76%の回答
 - ✓ 国内連携機関（84機関）からSGHのグローバル人材育成有用性89%の回答
 - ✓ 海外連携校（78機関）からSGH指定校との国際協働プログラムへの満足度96%
SGH指定校との国際協働が日本の高校生のグローバル教育に役立っている97%等の回答
- 平成30年度SGH事業検証 各アンケート調査結果より

★グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、社起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

★SGH事業開始5年を通して、グローバル人材育成プログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが形成されている一方で通年の国際協働授業実施や教職員の国際化等の課題が指摘された。

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

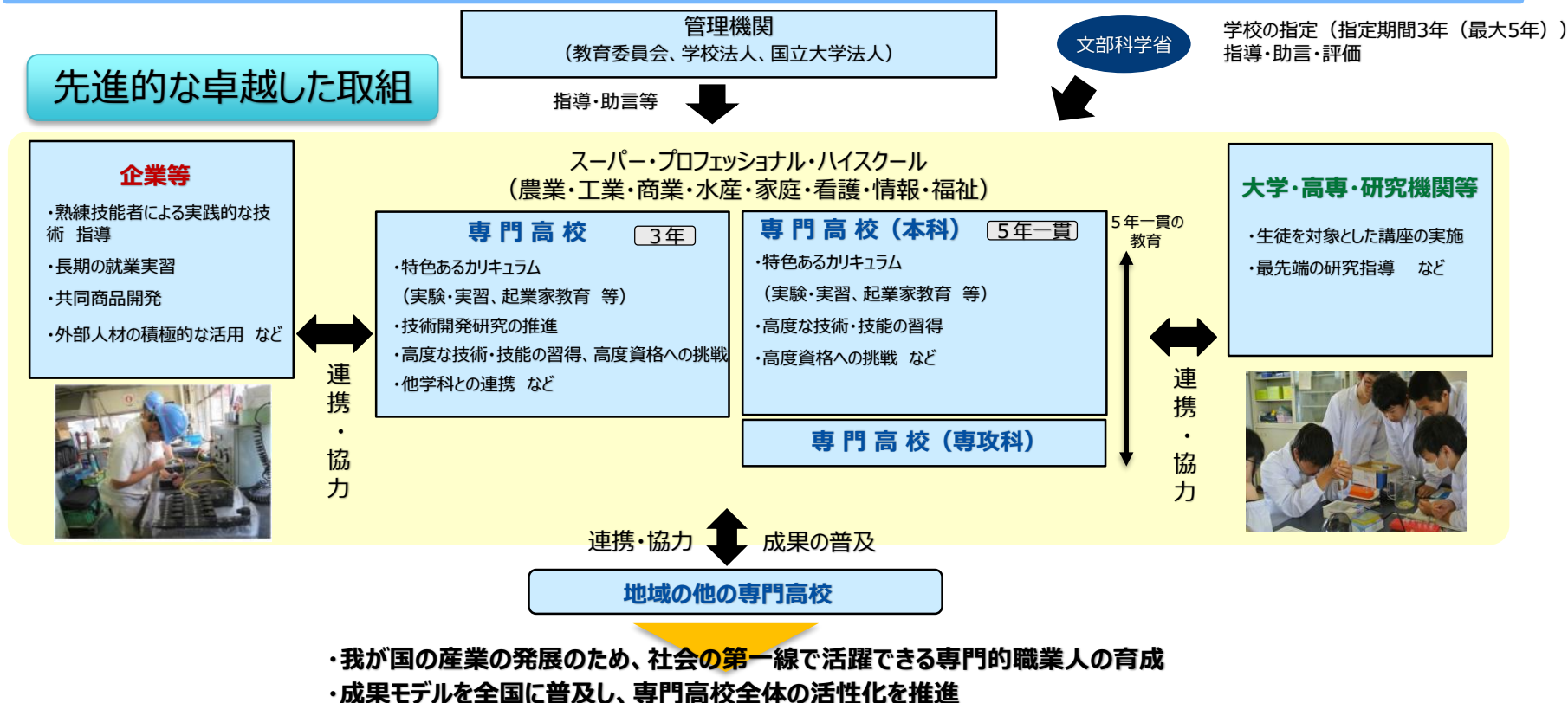
令和2年度予算額
(前年度予算額)

48百万円
85百万円)



(1) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定 (10校)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。



(2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

専門高校における優れた取組や特色ある取組について、全国の専門高校間で共有し、これらを専門高校の魅力として広く社会へ発信するため、企業等と専門高校との効果的な連携手法による長期間の就業体験活動についての先進事例等に関する調査研究を行う。



高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に向けた調査研究

- ◆「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々であるため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。
- ◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。
- ◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
高等学校が取り組む改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

多様性への対応に関する調査研究

- ◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。
- ◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施